

燕市社会教育施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

燕市社会教育施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次
のように制定するものとする。

令和元年9月10日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市社会教育施設使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(燕市公民館条例の一部改正)

第1条 燕市公民館条例(平成18年燕市条例第87号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「別表第1又は別表第2」を「別表」に改める。

第19条を次のように改める。

(使用料の減免)

第19条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1を次のように改める。

別表(第18条関係)

施設名	室名	使用料 (30分当たり)
燕市中央公民館 (西棟)	小会議室	250円
	第1会議室	500円
	第2会議室	300円
	第3会議室	300円
	第1研修室	200円
	第2研修室	300円
	小ホール	600円
	中ホール	800円
	第1和室	200円
	第2和室	200円
燕市中央公民館 (東棟)	工芸室	300円
	窯室	100円
	多目的室	1,050円
	調理実習室	450円

	講習室 A	400円
	講習室 B	450円
燕市吉田公民館	会議室	300円
	集会室	400円
	研修室	150円
	視聴覚室	300円
	調理実習室	450円
	講堂	900円
	大会議室	450円
	燕市分水公民館	大ホール
美術工芸室		250円
第1研修室		250円
調理実習室		550円
小会議室		250円
大会議室		450円
第2研修室		250円
音楽練習室		250円
視聴覚室		700円
燕市小池公民館	講習室	250円
	研修室	100円
	大会議室	550円
	小会議室	150円
	茶室	200円
	調理実習室	200円
燕市小中川公民館	談話室	100円
	講習室	200円
	研修室	350円
	資料室	150円

	体育館	750円
	調理実習室	350円
燕市松長公民館	講習室	250円
	研修室	150円
	大会議室	550円
	小会議室	300円
	調理実習室	300円
燕市川前公民館	講習室	250円
	研修室	150円
	大会議室	600円
	小会議室	250円
	調理実習室	250円
燕市南公民館	講習室	300円
	小会議室	150円
	大会議室	550円
	談話室	300円
	調理実習室	250円
燕市西燕公民館	講習室	250円
	研修室	100円
	大会議室	450円
	小会議室	200円
	展示室	150円
	体育館	550円
	調理実習室	250円
燕市藤の曲公民館	講習室	300円
	研修室	100円
	大会議室	700円
	小会議室	300円

	談話室	100円
	調理実習室	300円
燕市東公民館	和室	300円
	集会室	250円
	遊戯室	250円
	調理実習室	300円
燕市粟生津公民館	第1会議室	100円
	第1研修室	200円
	第2研修室	200円
	調理実習室	350円
	第2会議室	300円
	大会議室	500円
	いこい室	150円
燕市吉田北公民館	第1会議室	200円
	第1研修室	200円
	調理実習室	350円
	第2研修室	250円
	第2会議室	350円
	大会議室	400円

備考

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料と当該各号ごとに算出した額の合計額とする。
 - (1) 入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合は、使用料の5割
 - (2) 市外の利用者の場合は、使用料の5割。ただし、三条市、田上町又は弥彦村に住所を有する者又は所在地のある団体の利用の場合は、前段の規定は適用しない。
 - (3) 冷暖房設備を利用する場合は、使用料の2割

2 陶芸窯を使用する場合は、その使用に係る実費相当額を徴することができる。

3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

別表第2を削る。

(燕市文化会館条例の一部改正)

第2条 燕市文化会館条例(平成18年燕市条例第88号)の一部を次のように改正する。

第12条中「認めるとき」の次に「その他特別の理由があると認めるとき」を加える。

別表シャワー室の項を削り、同表備考第10項中「100円未満」を「10円未満」に改める。

(燕市勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第3条 燕市勤労青少年ホーム条例(平成18年燕市条例第89号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(利用の許可)」に改める。

第11条を第16条とし、第10条を第15条とし、第9条の次に次の5条を加える。

(利用許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(3) 利用の許可に際し付した条件に違反したとき。

(4) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。

2 前項の場合において、利用者に損害を生ずることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第11条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、特別の理由がある場合において教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める理由によるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、センターの利用が終わったときは、速やかに利用した施設等を原状に回復しなければならない。第10条第1項の規定により利用の許可を取り消されたとき、又は利用を制限されたとき、若しくは利用を停止されたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は利用者の負担とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第11条関係)

燕市勤労青少年ホーム使用料

階別	室名	使用料 (30分当たり)
1階	娯楽室	650円
	講習室	250円
	集会室	700円
2階	図書室	150円
	休養室	250円
	音楽室	250円

備考

1 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料と当該各号ごとに算出した額の合計額とする。

(1) 入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合は、使用料の5割

(2) 市外の利用者の場合は、使用料の5割。ただし、三条市、田上町又は弥彦村に住所を有する者又は所在地のある団体の利用の場合は、前段の規定は適用しない。

(3) 冷暖房設備を利用する場合は、使用料の2割

2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(燕市立図書館条例の一部改正)

第4条 燕市立図書館条例(平成18年燕市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第8条中「特に必要があると認めるときは、」を「公益上必要があると認めるときその他特別の理由があるとき認めるときは、前条の」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

施設名	室名	使用料 (30分当たり)
燕市立図書館	展示ホール	500円
燕市立吉田図書館	第1研修室	200円
	第2研修室	100円

備考

1 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料と当該各号ごとに算出した額の合計額とする。

(1) 入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合は、使用料の5割

(2) 市外の利用者の場合は、使用料の5割。ただし、三条市、田上町

又は弥彦村に住所を有する者又は所在地のある団体の利用の場合は、前段の規定は、適用しない。

(3) 冷暖房設備を利用する場合は、使用料の2割

2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(燕市吉田ふれあいセンター条例の一部改正)

第5条 燕市吉田ふれあいセンター条例(平成18年燕市条例第94号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

燕市吉田ふれあいセンター使用料

階別	室名	使用料 (30分当たり)
1階	相談室	300円
2階	会議室	350円
	研修室	200円
	調理実習室	250円
	保健室	50円
	いこい室	250円
3階	講堂	700円
	集会室	700円

備考

1 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料と当該各号ごとに算出した額の合計額とする。

(1) 入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合は、使用料の5割

(2) 市外の利用者の場合は、使用料の5割。ただし、三条市、田上町又は弥彦村に住所を有する者又は所在地のある団体の利用の場合は、前段の規定は適用しない。

(3) 冷暖房設備を利用する場合は、使用料の2割

2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(燕市体育施設条例の一部改正)

第6条 燕市体育施設条例(平成18年燕市条例第96号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1燕市分水多目的屋内運動場の項位置の欄を「燕市分水あけぼの一丁目1番地70」に改め、同表燕市民プールの項及び燕市吉田プールの項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第11条、第20条関係)

体育施設使用料

施設名	施設区分	利用単位	利用範囲	金額	備考
燕市民体育館 (燕市体育センター)	アリーナ	30分	全面	1,500円	
	卓球場	30分	1台	50円	
	ミーティング ルーム	30分	1室	350円	

燕市民武道館 (燕市体育センター)	柔道場	30分	1面	300円	
	剣道場	30分	1面	300円	
	弓道場	30分	全面	300円	
	トレーニング ルーム	—	—		無料
	打合せ室	30分	1室	300円	
燕市民研修館 (燕市体育センター)	アリーナ	30分	全面	1,150円	
	第1研修室	30分	1室	250円	
	第2研修室	30分	1室	150円	
	第3研修室	30分	1室	200円	
	第4研修室	30分	1室	100円	
	第5研修室	30分	1室	300円	
	宿泊(第1研修室・第3研修室・第5研修室)	1泊	1室	2,000円 に、一般1人500円、 高校生1人400円及び 中学生以下1人300円を加えた額	
	宿泊(第2研修室・第4研修室)	1泊	1室	1,000円 に、一般1人500円、 高校生1人400円及び 中学生以下1人300円	

					円を加えた額	
燕市吉田総合 体育館		アリーナ	30分	全面	1,500円	
		卓球場	30分	1台	50円	
		体操場	30分	全面	350円	
		第1会議室	30分	1室	150円	
		第2会議室	30分	1室	150円	
		研修室	30分	1室	200円	
燕市分水総合 体育館		アリーナ	30分	全面	1,500円	
		ミーティング ルーム1	30分	1室	150円	
		ミーティング ルーム2	30分	1室	150円	
		卓球場	30分	1台	50円	
		燕市分水武道 館	30分	1面	300円	
燕市 分水 総合 体育 館	タ 分 水 地 域 交 流 セ ン	多目的室1	30分	1室	200円	
		多目的室2	30分	1室	1,000円	
		多目的室3	30分	1室	900円	
		会議室	30分	1室	400円	
ス ポ ー ツ ラ ン ド 燕	野球場		30分	1面	400円	
	本部室		30分	1室	350円	
	多 目 的 競 技 場	ソフトボール 場	30分	1面	300円	
			30分	1面	500円	ナイター設備
		サッカー場	30分	1面	250円	
			30分	1面	1,000円	ナイター設備

		トラック	30分	1面	550円	
			30分	1面	1,000円	ナイター設備
		多目的広場	30分	1面	150円	
		アリーナ	30分	全面	1,500円	
		屋内練習場	30分	1面	400円	
		ミーティングルーム	30分	1室	300円	
燕市スポーツ パーク	燕市民テニス	コート	30分	1面	250円	
			30分	1面	100円	ナイター設備
	燕市少年野球 場		30分	1面	150円	
燕市吉田テニスコート			30分	1面	250円	
			30分	1面	100円	ナイター設備
燕市分水テニスコート			30分	1面	250円	
			30分	1面	100円	ナイター設備
つばくろ運動 広場	野球場		30分	1面	350円	
	ソフトボール 場		30分	1面	150円	
燕市吉田第1野球場			30分	1面	300円	
			30分	1面	500円	ナイター設備
燕市吉田第2野球場			30分	1面	300円	
			30分	1面	500円	ナイター設備
燕市小中川地区コミュニ ティセンターソフトボール場			30分	1面	150円	
			30分	1面	500円	ナイター設備
燕市吉田武道 館	柔道場		30分	1面	300円	
	剣道場		30分	1面	300円	
	会議室		30分	1室	200円	
燕市栗生津体	アリーナ		30分	全面	750円	

育センター					
燕市吉田北体 育センター	アリーナ	30分	全面	750円	
燕市吉田総合グラウンド		30分	—	450円	
吉田屋外ゲートボール場		30分	1面	150円	
		30分	1面	100円	ナイター設備
燕市吉田屋内ゲートボール場		30分	1面	200円	
燕市米納津屋内ゲートボール 場		30分	1面	150円	
燕市粟生津屋内ゲートボール 場		30分	1面	150円	
燕市分水多目 的屋内運動場	1号棟 ミーティング ルーム	30分	1室	150円	
	2号棟 ミーティング ルーム	30分	1室	250円	
	1号棟 多目的屋内運 動場	30分	全面	1,000円	
	2号棟 多目的屋内運 動場	30分	全面	1,000円	
燕市ジムナスト分水		30分	全面	650円	

燕市勤労者体育センター	アリーナ	30分	全面	750円	
燕市国上勤労者体育センター	和室	30分	1室	200円	
	アリーナ	30分	全面	750円	
サンスポーツランド分水	野球場	30分	1面	350円	
		30分	1面	500円	ナイター設備
	多目的広場	30分	1面	200円	
燕市四箇村ふれあい館	アリーナ	30分	全面	550円	
	研修室	30分	1室	350円	
燕北多目的武道場	多目的武道場	30分	1面	300円	
燕市分水プール	水泳プール	1回	幼児	無料	
			小学生・中学生	50円	
			その他	100円	
燕市 B&G 海洋センター	水泳プール	1回	幼児	無料	
			小学生・中学生	100円	

		そ の 他	200円	
--	--	----------	------	--

備考

1 次の各号のいずれかに該当する場合の使用料は、当該各号に定める額とする。

(1) 施設の利用に際し入場料を徴収する場合は、この表に定める額の2倍の額

(2) 営利又は営業を目的とする場合は、この表に定める額の10倍の額

(3) 冷暖房設備を利用する場合は、この表に定める額の1.2倍の額

(4) 市外の者が利用する場合は、この表に定める額の1.5倍の額。ただし、三条市、田上町及び弥彦村に住所を有する者又は所在地のある団体が次の施設を利用する場合は、前段の規定は適用しない。

ア 燕市体育センター

イ 燕市吉田総合体育館

ウ スポーツランド燕

エ 燕市スポーツパーク

オ 燕市吉田テニスコート

カ つばくろ運動広場

キ 燕市吉田第1野球場

ク 燕市吉田第2野球場

ケ 燕市小中川地区コミュニティセンター

コ 燕市吉田武道館

サ 燕市粟生津体育センター

シ 燕市吉田北体育センター

ス 燕市吉田総合グラウンド

セ 燕市吉田屋外ゲートボール場

ソ 燕市吉田屋内ゲートボール場

タ 燕市米納津屋内ゲートボール場

チ 燕市粟生津屋内ゲートボール場

ツ 燕市分水多目的屋内運動場

テ 燕市ジムナスト分水

ト 燕市勤労者体育センター

ナ サンスポーツランド分水

ニ 燕北多目的武道場

2 この表中「ナイター設備」とは、夜間照明施設を利用する場合の利用区分とし、その時間帯については、それぞれの施設及び利用する季節等に応じて教育委員会が別に定める。

3 この表中「アリーナ」を利用する場合の使用料の額は、利用面積が2分の1以内の場合には、2分の1の額、4分の1以内の場合には、4分の1の額とする。

4 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(燕市吉田トレーニングセンター条例の一部改正)

第7条 燕市吉田トレーニングセンター条例(平成18年燕市条例第97号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、第9条に規定する利用料金を減額し、又は免除することができる。

(燕市立小・中学校施設設備利用条例の一部改正)

第8条 燕市立小・中学校施設設備利用条例(平成18年燕市条例第98号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

燕市立小・中学校の施設利用に関する条例

第1条中「施設設備」を「施設」に、「学校施設等」を「学校施設」に改める。

第2条中「学校施設等」を「学校施設」に改める。

第4条第2号中「施設設備」を「学校施設」に改める。

第6条中「学校施設等」を「学校施設」に、「ナイター施設設備」を「体育館又はナイター設備」に改める。

第7条中「公益上その他特別の事由のあるものについては、」を「公益上必要があると認めるときその他特別の理由があるときとは、前条の」に改める。

第9条第3号及び第10条中「施設設備」を「学校施設」に改める。

第11条を次のように改める。

(原状回復)

第11条 利用者は、学校施設の利用を終了したときは、速やかに当該利用に係る学校施設を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第5条の規定により利用の取消し又は利用の中止の処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないとき又は履行しても十分でないとするときは、教育委員会において原状に回復するものとする。この場合においては、利用者は、これに要した経費を負担しなければならない。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

学校施設使用料金表

施設名	利用単位	利用範囲	学校施設区分	使用料
燕市立燕東小学校	30分	1面	体育館	100円
燕市立燕西小学校	30分	1面	体育館	100円
	30分	1面	ナイター設備	1,000円
燕市立燕南小学校	30分	1面	体育館	50円
	30分	1面	ナイター設備	500円
燕市立燕北小学校	30分	1面	体育館	50円
	30分	1面	ナイター設備	1,000円

燕市立小池小学校	30分	1面	体育館	100円
燕市立大関小学校	30分	1面	体育館	50円
燕市立小中川小学校	30分	1面	体育館	50円
燕市立松長小学校	30分	1面	体育館	50円
燕市立栗生津小学校	30分	1面	体育館	100円
	30分	1面	ナイター設備	500円
燕市立吉田小学校	30分	1面	体育館	150円
	30分	1面	ナイター設備	500円
燕市立吉田南小学校	30分	1面	体育館	100円
	30分	1面	ナイター設備	500円
燕市立吉田北小学校	30分	1面	体育館	100円
	30分	1面	ナイター設備	500円
燕市立分水北小学校	30分	1面	体育館	100円
	30分	1面	ナイター設備	500円
燕市立分水小学校	30分	1面	体育館	100円
燕市立島上小学校	30分	1面	体育館	100円
	30分	1面	ナイター設備	500円
燕市立燕中学校	30分	1面	体育館	150円
燕市立小池中学校	30分	1面	体育館	100円
	30分	1面	ナイター設備	1,000円
燕市立燕北中学校	30分	1面	体育館	150円
燕市立吉田中学校	30分	1面	第1体育館	100円
	30分	1面	第2体育館	50円
燕市立分水中学校	30分	1面	体育館	150円

備考 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(燕市民交流センター条例の一部改正)

第9条 燕市民交流センター条例(平成27年燕市条例第17号)の一部を次のよ

うに改正する。

第10条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、特別の理由がある場合において教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

第11条中「市長は、」の次に「公益上必要があると認めるときその他」を、「認めるときは、」の次に「前条の」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

燕市民交流センター使用料

階別	室名	使用料 (30分当たり)
3階	多目的ホール	900円
	研修室	150円

備考

1 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料と当該各号ごとに算出した額の合計額とする。

(1) 使用者が入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合は、使用料の5割に相当する額を加算する(附属設備は除く。)

(2) 市外の者が使用する場合は、使用料の5割に相当する額を加算する(附属設備は除く。)

(3) 冷暖房を使用期間中に使用する場合は、使用料の2割に相当する額を加算する。

2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の使用料等の規定は、令和2年度以降に利用する場合について適用し、令和元年度に利用する場合については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日の前日までに、改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。